

農薬を正しく使い、産地の信頼を維持しましょう！

京都府丹後農業改良普及センター

ポジティブリスト制度施行以来、農薬の残留基準値超過原因（国内産農産物の公的検査によるもの）の主なものは、1 農薬の適用外使用、2 散布器具の洗浄不足等によるものです。

産地として信頼を維持するために、農薬の使い方をチェックして適正な使用に努めましょう。

農薬使用チェックシート

1 使用前のラベルと使用記録簿の確認

- 対象の農作物は、使用する農薬のラベルに記載されていますか。
- 農薬の使用量（希釈倍率）は、ラベルに記載されている範囲内ですか。
- 収穫・出荷（予定）までの日数は、ラベルに記載されている日数以上ですか。
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている回数（本剤の使用回数及び本剤の成分を含む総使用回数）以内ですか。
- ラベルに記載の農薬の使用方法を確認しましたか。

2 農薬使用記録簿の記帳

- 農薬を使用した日付を記帳しましたか。
- 農薬を使用したほ場を記帳しましたか。
- 使用した農薬全てを記帳しましたか。
- 農薬を使用した作物を記帳しましたか。
- 農薬の使用量（希釈倍率）を記帳しましたか。
- 使用した農薬の使用回数及び本剤の成分を含む総使用回数を記帳しましたか。

3 収穫・出荷前の使用記録簿再確認

- 使用した農薬は、この作物に使用できるものでしたか。
- 農薬の使用量（希釈倍率）は、ラベルに記載されている範囲でしたか。
- 農薬を使用した日から、収穫までの日数がラベルに記載されている以上に経過していますか。
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている回数（本剤の使用回数及び本剤の成分を含む総使用回数）以内でしたか。